

摂津市議会

議会運営委員会記録

令和5年7月19日

摂津市議会

議会運営委員会記録

1. 会議日時

令和5年7月19日(水) 午後1時 1分 開会
午後1時50分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	村上英明	副委員長	松本暁彦	委員	安藤 薫
委員	西谷知美	委員	塚本 崇		
議長	福住礼子	副議長	光好博幸		
議員	森西 正				

1. 欠席委員

なし

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 同局次長 大西健一
同局次長代理 香山叔彦 同局副主査 濱野 淳

1. 案件

- ・長期欠席に伴う議員報酬の減額について
- ・特別委員会の設置について

(午後1時1分 開会)

○村上英明委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、塚本委員を指名します。

本日の協議事項は、長期欠席に伴う議員報酬の減額について、特別委員会の設置についての2件です。

まず長期欠席に伴う議員報酬の減額について協議させていただきます。

本件につきましては、協議を進める上で、議員報酬の意義などについて理解を深めるべきといったご意見もあり、研修会の開催も含めて検討していくこととしておりました。

これについて、本委員会で意見のあった事項を取りまとめている、東京都の資料を事前に配付させていただきました。つきましては本資料で、議員報酬の意義などについてご理解いただいたものとして、研修会を開催せず、協議を進めてまいりたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 異議なしということで、そのように決定をいたします。

次に、提案会派の塚本委員から発言の申出がありますので、許可します。

塚本委員。

○塚本崇委員 本件は、長期欠席議員の議員報酬について、当会派より条例改正を目指して、案を出していたものです。摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正を鑑みたまの、文言の調整であるとか、他条例との兼ね合いにおいて、非常に煩雑になります。そのため、一旦この条例改正を取り下げさせていただきたい。また、新たに、現状の議員報酬に関する条例に網をかける形で、特例に関する

る条例を、案として、皆様のお手元にお配りさせていただいております。

○村上英明委員長 塚本委員よりこれまでの案を取り下げて、新たに案を提出したい旨の申出がありました。

つきましては、今後は新たな案で協議を進めていきたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 異議なしということで、そのように決定をいたします。

次に、本日提出された案の内容について、改めて説明を受けたいと思っております。

塚本委員。

○塚本崇委員 摂津市の市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例案で、長期欠席議員の報酬について網をかける狙いがあります。

皆さんご承知のとおり、議員報酬については、一定のコンセンサスが取れているものと認識しております。我々としましては、第1条で、趣旨として、この条例によって得られる議員報酬は住民の信頼確保を鑑み、市議会議員が職責や住民の信頼に反し、長期にわたって議会活動をしない場合、当該市議会議員の議員報酬及び期末手当の支給について特例を定めるものです。

第2条で、定義として、政治活動と議会活動を分け市議会の会議等は議会活動、こういったものに該当しないものが政治活動と考えていただければと思います。

第3条は、議会活動を長期欠席した議員に対して、議会活動をしない期間に応じて支給する報酬の割合を決定するものです。

第4条は、期末手当の減額、第5条は、適用除外として、公務上の災害、通勤災害、出産、その他議長によって議会活動しないことがやむを得ないと認められる場合、議

長の裁量権を大きく持たせているものです。

第6条は、前任期における議会活動をしていない期間等についてです。ここで誤字がございます。「新任期においける」と書いていますが「新任期における」に訂正をお願いします。

新任期は、選挙において信任を得たものとして前任期における長期欠席期間がその手当に対して効力を及ぼさないと定めたものです。

第7条では必要な事項を議長が定める裁量権としております。

説明は以上です。

○村上英明委員長 説明が終わりました。質疑等ございますでしょうか。

安藤委員。

○安藤薫委員 前の提案内容は、前任の議会運営委員会委員から引継ぎで聞いております。今回、大阪維新の会から出されている条例の提案については一旦取り下げて、新しく、摂津市の市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例案として出してこられたと思います。いろいろと文言など整理が必要なので前の案を取下げとの話でした。どういったところにそごがあって、今回はどのように改まっているのか。分かりやすいものが欲しいのが一つです。

それから、いろいろな自治体で、長期休暇の議員に対するペナルティ的な条例が、議員にまつわる不祥事であるとか、事案が発生したことを受けて、つくられていると思います。今回の特例に関する条例案について、参考にされている自治体の条例案とか、同じような趣旨のものをどのくらいの自治体がやっておられるか、もし分かれば、一緒に示していただくと分かりやすいと思います。

○村上英明委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 1点目の、前回提案させていただいたものとの変更点です。趣旨としては同様です。元からある、摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例において、この条例の趣旨が、若干変わってきてしまうところがございます。

議員報酬は、どういったものに対して受け取っているのか。従来の条例ではカバーし切れていないところを、今回、新たに理念的な条例として上げることで、我々市議会議員自身が受け取っている報酬は、市民からの信頼を得た上で頂いている。そういう趣旨を定めなければならないということに至り、今回提案させていただきました。

他市事例ですが、大阪府などは、議員報酬の条例そのものを改正することによって、長期欠席に対する網をかけています。今回参考にさせていただいたのが、東京都あきる野市の条例です。

○村上英明委員長 あと、こういう条例の改正をしている自治体数は。

塚本委員。

○塚本崇委員 そこは、実態把握は聞いてございません。

○村上英明委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。

第1条の趣旨の部分で、前回の条例では、議員活動、議会活動、それから議員報酬という捉え方自体が、明文化されていません。東京都の廣瀬さんの資料を見ますと、国会議員の生活給という意味合いのものとは、地方議員は若干違う部分もあります。しかし、準じた形で運用してきた経緯も書かれているわけで、その認識でいった場合に、前の条例でいくとカバーし切れない部分があると。ここであえて趣旨として入れた意味合いで取ればいいのか、その辺をもう

少し整理し、検討する必要があると思います。単純にこの問題についてここが追加されることによって、こういったところをカバーしているという表をご用意いただくと検討がしやすいと思います。基本的に議員のあるべき姿、議会活動、報酬の考え方について確認するのであれば、議員報酬の特例よりは、議会活動や議員活動全般にわたる議会倫理条例であるとか、議会の基本条例をみんなで議論した上でまとめていくべきものではないかと今の率直な思いとして感じているところです。

その辺の議論をする上で、ご用意いただけるとありがたいです。

○村上英明委員長 要望としてお聞きしておきます。そのような資料は作れますか。

塚本委員。

○塚本崇委員 比較の例としての資料は作って、お配りさせていただこうと思います。よろしいでしょうか。

○村上英明委員長 それでいいですか。

ほかの委員さん、どうでしょうか。

今日お配りして、今日中身を見てもというところではあるんですけども。

暫時休憩します。

(午後1時15分 休憩)

(午後1時19分 再開)

○村上英明委員長 では、再開します。

光好副議長。

○光好博幸副議長 確認の意味で聞かせていただきたいです。第3条の議会活動をしないうちの日の考え方です。第2条において議会活動は市議会の会議等に出席することと書かれています。90日を超え180日のカウントの仕方です。例えば、6月議会において、委員会や本会議が途中休会を挟んで月末に至ると、休会の間の方、日の換算の考え方をお聞かせください。

以上です。

○村上英明委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 起算する日は、本会議なり委員会を欠席した日から起算して、休会中も全て欠席した場合、休会中であっても委員会などを欠席した場合は、カウントとして数えていきます。欠席した回数や委員会の日数ではなくて、起算した日付からの日数になります。

○村上英明委員長 光好副議長。

○光好博幸副議長 そういったところでいくと、本会議初日に欠席しました。そこから休会に入って委員会が2週間後にあって、月末まで何もなかったとしても、何もなかった日も、日数としてカウントする理解で、分かりました。

○村上英明委員長 ほかがございますか。

西谷委員。

○西谷知美委員 前回、提案分を取り下げて、今回特例に関する条例にされるとのことです。私どもの会派としては、前回の提案と変わった部分も含め、頂いた資料の中身はどの部分を重視するのか、民主市民連合としては検討し直します。

○村上英明委員長 ご意見としてお聞きします。ほかがございますか。

松本副委員長。

○松本暁彦委員 資料を頂きたいところがあります。まず議員報酬の減額で支給する報酬の割合です。この100分の80、60、50という割合は、どういうふうにご検討してきたのでしょうか。恐らくこれは会派の中でも議論される話だと思うので、そこの根拠を教えてください。紙で欲しいと思います。あと、以前に配られた東京都の資料に基づいて我々も勉強はさせていただいて、今回、議員報酬の中の議会活動をしないうちのところで、この割合を定

めているのかそのところを教えてください。ほかにも支給停止の中で逮捕等による支給停止規定と書いています。逮捕等については、どのように考えられているのかお聞きをしたいと思います。

また、第5条の中で、その他、長期にわたって議員活動をしないことがやむを得ないときと書いています。その他はどのようなことを考えておられるのか、その点もお聞きしたいと思います。

○村上英明委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 割合に対する根拠です。私としては365日を超えるときはもう100分のゼロでいいのではないかと話もしました。それはやり過ぎだろうというところがあって、根拠については他市事例を踏まえ、資料を出させていただければと思います。

2点目の逮捕・拘禁に関してです。これに関しては、第1条の趣旨の職責や住民の信頼に反しというところです。逮捕・拘禁に至った場合はこの特例に関する条例に当てはまってくる。公序良俗に反する場合には支給を減額していくと考えております。

3つ目です。これに関しては、直近で言うと富山県内の市議が、土砂崩れで亡くなった事例もあります。何らかの大きな災害等において、本会議、臨時会が招集されたけども出席することができない、かなわなかったという場合は、議長采配によって適用除外にすると考えております。

○村上英明委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 支給する報酬の割合について、考え方をもう少し具体的にいただければと思います。

逮捕のところですか。東京都の議員報酬の資料では、支給停止期間の考え方の中で、

無罪の判決が確定した場合、遡って停止していた報酬を支給することが適当と書かれております。そういった文言がこの条例案の中では書いていない。先ほど言われたように逮捕されて、長期間欠席でした。しかし無罪であった場合、東京都の資料では、遡って一括支給することができると思います。そういったところもここに一定反映する必要があると思います。

今ここでどうするかは言えないですけど、それも考えていく必要があると思います。これは要検討です。

3点目の議長が認めるものは、議長の判断が大変だと思います。せっかくつくるんでしたら、具体的なところもできるだけ書いたほうがいいと思います。以上です。

○村上英明委員長 要望ということで。

ほかございますか。

安藤委員。

○安藤薫委員 単純なことかもしれませんが、議会活動をしない期間の算定です。90日を超えて180日で80パーセントとのことです。これは、連続して90日を超えたら、その90日を超えた翌月の報酬から8掛けとなると思います。例えば、180日の途中で、議会にまた出席しました。1回定例会に出たけど次のときまた、何らかの事情で休んだりして、その1年間の積算がさらに残って、今度は180日を超えると6割になる考え方なのか、年間を通しての積み上げ方式なのか、任期の中での積み上げなのか、もしくは連続して休んだ段階でそれに対応するところで減額するのか。どういうものでしょうか。

○村上英明委員長 1点でよろしいですか。

安藤委員。

○安藤薫委員 1点です。

○村上英明委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 解釈がいろいろできてしまう文言かと思います。基本的には1回の長期欠席においての話であって、例えば180日を超えた段階で、議会活動に参加された場合リセットされる考え方でいます。

○村上英明委員長 松本副委員長。

○松本暁彦委員 そうすると議会活動しない期間が連続して90日を超えたとか、連続してというところですね。

はい、分かりました。

○村上英明委員長 ほかごございますか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 暫時休憩します。

(午後1時32分 休憩)

(午後1時47分 再開)

○村上英明委員長 では、再開いたします。

質問は以上でよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 質問を終わります。

本件につきましては、各会派へお持ち帰りいただき、次回の本委員会で協議してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

次に、特別委員会の設置について協議をさせていただきます。

鳥飼まちづくりに関する特別委員会につきましては、理事者側の動向も見ながら、設置時期などを検討することとしておりました。事前に理事者へ確認したところ、河川防災ステーションなどに関わる予算が計上されるのは令和7年度以降になるとのことです。

つきましては今年度の設置は見送り、来年度以降に設置時期などを検討することにしたと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 異議がないようですので、そのように決定をいたします。

西谷委員から発言がありますので許可をいたします。

西谷委員。

○西谷知美委員 議会活動等検討委員会が議会運営委員会に統合される形になったと記憶しています。今回私が提案したいのが、デジタル化についてです。

本会議場で資料データや画像を示したい場合に、今は何の方法もない。先ほどの塚本委員の件にも関わってくると思いますが、例えば出産時、別に健康上問題ないが子どもが小さいので参加はできない。しかし、自分が所属している委員会をオンラインで質疑等とか、今後、災害時において議会に集結できないときに、オンラインで委員会を開催することも必要になってくると思います。今後を見据えて、デジタル化という意味で、いろんな更新時期等も含め、条例改正を検討していくべきではないかと思うので、提案させていただきます。

○村上英明委員長 では、西谷委員の発言内容につきましては、今日はお聞きをしておくとすることにさせていただきます。

以上で本委員会を閉会いたします。

(午後1時50分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 村上英明

議会運営委員 塚本 崇